

医療的ケア児の一時預かり保育のご案内

こども未来局保育・
子育て推進部

令和8年7月

下記の各区保育・子育て総合支援センター内の保育園では、専門職の継続的な支援による、医療的ケア児の集団経験や保護者のレスパイトケアとしての一時預かり保育を実施しています。

問い合わせ先	川崎区保育・子育て総合支援センター 044-201-3319 幸区保育総合支援担当 044-556-6672 中原区保育・子育て総合支援センター 044-744-3288 高津区保育総合支援担当 044-861-3372 宮前区保育・子育て総合支援センター 044-856-3290 多摩区保育・子育て総合支援センター 044-935-3104 麻生区保育総合支援担当 044-965-5220	*居住区へ連絡してください。
実施保育園	(川崎区)大島保育園 (中原区)中原保育園 (宮前区)土橋保育園 (多摩区)土淵保育園	
対象児	・一時的に保育が必要な、医療的ケア(たんの吸引、経管栄養、導尿、酸素管理、血糖測定・インスリンペン型注入器での注射)を必要とする児童 ・原則保育所等に通われていない、市内在住の5か月～就学前の児童 ※医療的ケアの他に重篤な症状がなく、健康状態が安定し、集団での保育が可能であることが必要になります。	
利用区分	緊急・一時保育 ・在宅医療的ケア児の集団経験や発達支援を必要とする利用 ・在宅医療的ケア児の保護者など、家族の負担軽減を図るレスパイトケアによる利用	
定員	原則1日あたり1人	
利用日時	月曜日～金曜日の8:30～17:00 (国民の祝日及び年末年始は除く)	
利用料金 (1日あたり)	1歳未満児 2,900円 3歳未満児 2,500円 3歳以上児 1,500円 ※上記年齢区分は4月1日時点での満年齢によります。但し1歳未満児については1歳誕生日前日まで。 ※利用料金はご家庭の状況に応じて減免の制度があります。	*給食・おやつは別途、300円が必要です。
利用前手続き ※お子様の様子を伺うための手続きとなります。	お問合せ ↓ 来所・説明 ↓ 体験保育 ↓ 園医健診 ↓ 審議 ↓ 【利用開始までの流れ】 ○健康管理委員会での結果については、保育園から連絡します。 ○川崎市一時保育システムの登録、利用料の減免をする場合別途手続きがあります。 ○3か月ごとにご利用の予約を受け付けていますので、利用日の調整をします。 居住区の『保育・子育て総合支援センター』『保育総合支援担当』へ連絡ください 利用希望の保育園で「一時預かり保育」について説明します 利用したい保育園で保育の体験をします 医療的ケアの方法について一緒に確認します 園医による健診をします。保育園で安心して過ごせるか確認します 保育園での集団保育が可能か健康管理委員会で審議します。 (集団保育が難しいと判断された場合、利用できません。)	